

令和6年度 第3回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会

日時：令和6年12月26日

開会 午前10時00分

○事務局

定刻になりましたので、第3回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開会いたします。
議事に入るまで進行を務めさせていただきます、大阪府資源循環課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

まず、本日は全ての委員に御出席いただいておりますので、部会運営要領に基づき本部会は有効に成立することを御報告申し上げます。

また、全ての委員にオンラインで御出席いただいております。基本的に音声をミュートに設定いただき、御発言の際は挙手ボタンでお知らせいただき、音声のミュートを解除して御発言いただきますよう、御協力お願いいたします。

次に、配布資料を確認させていただきます。議事次第と資料1の部会報告案になります。事前にメールでお送りしていますが、お手元がない場合はお知らせください。

それでは議事に移りたいと思います。貫上部会長、議事進行をお願いいたします。

○貫上部会長

委員の皆様おはようございます。年末のお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。

それでは議事次第に従いまして進行させていただきます。本日の議題は資料1の部会報告案についてです。第1回及び第2回の部会で審議された内容を事務局で整理いただいておりますので、少し長くなりますが、全体を一括で御説明いただき後、各章ごとに区切って、御意見をいただけたらと思います。それでは説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料1の部会報告案について、全体を通して説明いたします。

まず、2ページ目の目次です。内容については第2回目の部会でお示した内容とほとんど同じです。1章は認定制度の概要等、2章はあり方の検討における基本的な考え方です。こちらは検討に至った背景等について記載しています。3章は認定制度の今後のあり方について、具体的な見直し内容を示しています。

部会報告案は、第1回目と2回目の部会で事務局から御説明した内容、それから委員の皆様からいただきました御意見、コメントを基に記載しています。

これまでの部会でお示したアンケート結果等の資料についても、目次にありますように、資

料や参考資料として、報告書の末尾に付けることとしています。これらについては、次回の部会でお示しさせていただきます。今回は省略させていただきます。

それでは次のページに移ります。まず、「はじめに」については、諮問文の内容をベースとして記載したものです。説明については割愛をさせていただきます。

次のページです。認定制度の概要等です。こちらも繰り返しとなるため、掻い摘んで御説明いたします。

まず、冒頭で認定制度が創設された経緯を記載しています。それから、(1)で目的、(2)で制度の概要として、認定対象製品等について記載しています。こちらは認定要領等を基に記載しています。

次のページに移りまして、(3)で認定制度の経過を示しています。

それから(4)で制度の役割、類似制度との比較を記載しています。こちらは部会での御指摘を踏まえて、改めて整理したものです。2つ目に記載しているとおり、全国的な制度であるエコマークと比較して、申請費用が比較的安価であること、府内における製造や販売を要件にしていることから、府内において事業展開しているような中小規模の事業者の製品について、広報等で後押しするといった役割を担っていることを記載しています。

次のページです。(5)の認定製品等の現況については、表2で近年の認定製品数の動向、表3で認定製品の内訳として、土木建築資材と日用品、事務用品等の内訳を示しています。

(6)では、府の主な取組を記載しています。まずは、イベント等でのPRについて記載しています。それから、次のページに移りまして、府庁の率先購入として、大阪府のグリーン調達方針についても記載しています。

表4については、この調達方針の記載例を示しています。表の右端にあります判断基準となるラベル等の項目において、認定製品があることが示されています。

次のページに移りまして、表5では、近年の府庁における認定製品の調達実績の内訳について示しています。

(7)から(9)は、大阪府が実施した関係者へのアンケート調査について記載しています。府民向け、認定事業者向け、他都道府県向けのアンケート調査結果の概要を記載しています。調査結果については、第1回目の部会でお示ししたものがありますので、それらを報告書の末尾に付け加える予定です。

次のページです。ここからは、第2章のあり方の検討における基本的な考え方について記載しています。こちらについては第1回目の部会で御説明した内容です。

まずは、一つ目の論点である、社会の動きにも対応した付加価値の高いリサイクル製品の普及

についてです。

最初は、循環資源の持続的な利用についてです。まず、国の動きとして、第五次循環型社会形成推進基本計画について記載しています。この計画では、循環型社会の形成に向けて、サーキュラーエコノミーへの移行を促進することが鍵とされていること、図3として、その計画の中で使用されている循環経済のイメージを引用しています。

それから、このページの一番下の記載として、このような国から示された方向性等も踏まえて、認定制度のあり方についても検討していく必要があるとしています。

次のページです。認定制度における対応状況です。現行の制度では、より資源循環に資する製品を第2区分として区別していることを記載しています。表6では、各認定区分の認定要件を説明しています。

次に、第2区分が設定された経緯について記載しています。平成26年度に開催されたリサイクル製品認定部会で御審議をいただき、二つ目の記載のとおり、当時の大阪府循環型社会推進計画を踏まえて、質の高いリサイクルを重要とし、マテリアルリサイクルの促進として第2区分が設定されています。

次に、認定要件の見直しについてです。現行の第2区分の認定要件は、表6の下線部にあり、回収された使用済み品が素材としてリサイクルされることとしており、その用途については記載されていません。この点については、循環資源が持続的に利用されることを付加価値と捉えて、使用済み品が同等品として繰り返し利用されることも求めていく必要があることを記載しています。

次のページです。海洋プラスチック問題への対応です。

まずは、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの概要について記載しています。

それから、大阪府市による実行計画として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画についても記載しています。大阪府と大阪市で計画を策定して、数値目標等も掲げて取組を進めていることに触れています。

下に移りまして、海洋プラスチックごみの発生プロセスについて記載しています。こちらは、実行計画に記載されている内容であり、大阪湾における海洋ごみの約7割は陸域からの流入であり、そのうち約8割がプラスチック類となっており、内陸部地域も含めた広域的な取組が必要とされていることを記載しています。二つ目の記載のとおり、リデュースやリユースの他にも、プラスチックごみの回収やリサイクルについても、海洋プラスチックごみの流出抑制に繋がることを記載しています。

次のページです。図4として実行計画で示されている図式を引用しています。こちらは海洋プラスチックごみの発生プロセスのイメージです。

下に移りまして、リサイクル製品による海洋プラスチックごみ問題の啓発として、エコマーク

で既に実施されている、海洋プラスチックごみ由来のリサイクル製品の認定について記載しています。今年の11月時点で6事業者8製品が認定されています。

それから、エコマークの認定製品以外にも、府内企業における取組状況として、海洋プラスチックごみ等に由来する製品が販売されていること、ただしエコマークの認定と合わせても、現状では、製品数が限られていることを記載しています。

また、認定制度を通じた啓発として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けて、認定制度において、府民や事業者への啓発といった観点から、どのような対応が実施できるか検討する必要があることを記載しています。

次に、カーボンニュートラルの実現への貢献について説明いたします。

最初に、カーボンニュートラルについて、国の宣言等の経緯を簡単に記載しています。

次のページです。資源循環における貢献として環境省の「第四次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について」における記載として、温室効果ガスの排出削減に対して、資源循環が貢献できる余地のある部門の割合が約36%あること、それから図5として、環境省の資料で使用されている内容について説明しているグラフを掲載しています。

下に移りまして、こちらは、リサイクルにおける貢献として、同じ環境省の資料に記載されている内容です。二つ目の記載では、生産工程における取組として循環資源の調達、それから三つ目の記載では、廃棄後製品のリサイクルがあり、リサイクルについてもカーボンニュートラルに貢献するということを整理しています。

次のページです。まず、カーボンフットプリントの概要を記載しています。

それから、カーボンフットプリントの第三者認証として、一般社団法人サステナブル経営推進機構が実施している内容と現状について記載しています。また、認証されているリサイクル製品は、現在2件であることを記載しています。

それから、認定制度を通じた啓発として、リサイクルもカーボンニュートラルに寄与するため、その実現に向けて、認定制度においても啓発の観点から、どのような対応が実施できるか検討する必要があるということを記載しています。

次のページです。二つ目の論点である認定対象以外の品目に係る対応について記載しています。

まず、現在の対応状況です。表7の認定要領別表第2の認定の基準において、一番下のその他にあるように、品目ごとに付表(2)の中で定める率の循環資源を使用していることとしています。この付表(2)については、本資料の末尾に示しています。

それから、上の文章に戻りまして、この付表(2)における循環資源の配合率については、基本的にエコマークを参考としているため、エコマークで認定対象となっていない品目については、府の認定制度においても、循環資源の配合率を設定できないという理由で、認定対象になっていな

い状況を記載しています。

それから、アの最後の記載について、これまでも複数の事業者から認定対象以外の品目に関する申請相談を受けましたが、循環資源の配合率の基準がないため、受け付けることができないものがあつたことを記載しています。

次のページです。同様の場合における他府県の対応事例を記載しています。表 8 では、認定対象以外の品目について申請希望があつた場合に対応している府県名と対応例を示しています。

次にリサイクル製品に係る業界認証の事例を示しています。循環資源の配合率を設定している認証例として、食品リサイクル肥料認証について示しています。

次に、対象品目の追加について整理しています。まず、追加の意義として、幅広いリサイクル製品を認定できることは、認定制度の目的に合致するとしています。

一方で、追加するためには、循環資源の配合率の基準の設定が必要であり、業界団体等で既に使用されている認定基準を参考とすることが望ましいとしています。

それから、対象品目の追加を検討する場合は、部会で審議を行い、追加の適否について判断する必要があるとしています。

次のページです。ここからは、三章の大阪府リサイクル製品認定制度の今後のあり方について記載しています。こちらも二つの論点の内容に分けて記載しています。

まず、一つ目の論点として、認定制度のスキームの変更、認定区分の見直し、新設について記載しています。

最初に、循環資源の持続的な利用として、第 2 区分である「なにわエコ良品ネクスト」の認定要件の変更案を記載しています。こちらは、認定要件のハードルを上げるものです。

表 9 において認定要件の変更案を示しています。「製造者が自ら回収し」という記載までは同じですが、その後は「水平リサイクルやリユース等により同等品として利用される製品」としています。

その下の記載です。まず、現在認定されている第 2 区分の製品の取り扱いです。現在の第 2 区分の認定製品は、全て変更案の認定要件に該当することを記載しています。

それから、その他の記載です。今後、変更前の認定要件には該当するが、変更後の認定要件には該当しない製品の申請があつた場合は、第 1 区分で申請してもらうことになるとしています。

それから、変更後の認定要件にある、同等品として利用される繰り返しの回数については、品質保持の影響も考慮して、1 回以上とすることを記載しています。

次に、海洋プラスチック問題の対応についてです。

対応案として認定区分の新設について記載しています。海洋プラスチックごみ等を原料としていることを付加価値として、当該リサイクル製品の認定区分を設け、広報や P R することで、資

源循環と海洋プラスチック問題に関する府民の意識醸成や行動変容を促すことが必要であることを記載しています。

それから、対象とする循環資源については、漁業系プラスチック廃棄物も含めることを検討することとしています。この点については、エコマークで既に設定されている商品類型では、漁業系プラスチック廃棄物についても取り上げる意義が高いとされていることから、府の制度においても対象に含めることについて検討する必要があるとしています。

次に、認定基準の設定については、エコマークの当該商品類型を参考にすることとしています。こちらの枠内に記載しているとおり、まず適用範囲は、海洋プラスチックごみ等を再利用したもので、製品全体の重量に対するプラスチックの重量が50%以上である製品とされており、製品の主な素材がプラスチックであるものとされています。

それから、循環資源の割合については、海洋プラスチックごみ等を由来とする再生プラスチックの質量割合が10%以上であることとされています。

その下の記載です。循環資源である海洋プラスチックごみと漁業系プラスチック廃棄物については、こういったものを対象にするか定義を整理する必要があるとしています。この点については、エコマークに倣い、海岸漂着物処理推進法の規定を参考することを記載しています。委員の皆様から、河川のごみも含めることについて御意見をいただきましたが、河川ごみの定義が難しいことや、実際に河川管理者が回収しているごみは、清掃活動に比べて回収量が多いですが、プラスチックがあまり含まれていないという状況もあり、回収される場所については、エコマークに倣いまして、海岸等の海として整理しています。

下に移りまして、認定対象製品の設定についてです。

現行の認定要領の第5条第2項に倣いまして、循環資源の発生場所、製品の製造場所については、府内であることとしていますので、新設区分においても、枠内の記載のとおり、府内で回収された海洋プラスチックごみ、または漁業系プラスチック廃棄物を使用して日本国内で製造される製品、または日本国内で回収された海洋プラスチックごみ、または漁業系プラスチック廃棄物を使用して府内で製造される製品としています。

次のページに移ります。こちらはカーボンニュートラルの実現への貢献ということで、対応案として認定区分の新設について記載しています。

この新設部分については、温室効果ガスの排出量を見える化していること、つまりはカーボンフットプリントを算定していることを付加価値と捉えまして、当該リサイクル製品の認定区分を設けて、広報・PRすることで、資源循環と、カーボンニュートラルに関する府民の意識醸成や行動変容を促すことが必要としています。

このため、当該新設部分については、従来の認定条件を満たしていることに加えて、カーボンフットプリントが算定されている製品を対象とすることを想定しています。

それから、カーボンフットプリントの算定結果の妥当性については、第三者による検証結果を踏まえることとし、その検証結果の提出を求めることとしています。

その下の記載です。新たな区分に係る広報の実施ということで、現状、カーボンフットプリントの第三者認証されているリサイクル製品が少ないという状況があります。このため、引き続き国内における認証体制等の状況を把握するとともに、カーボンフットプリントに取り組んでいるリサイクル製品関連事業者への広報を行うこと、それから、申請を促すような取組についても検討していく必要があることを記載しています。

次のページです。二つ目の論点である、認定対象以外の品目に係る対応です。

認定対象の追加に関する対応案を枠内に示しています。まず、認定対象以外の品目に該当する製品について申請希望があった場合、関連する業界団体等で既存の認定制度があり、参考とできる循環資源の配合率の基準があるものについては、毎年開催している製品の認定に関する部会において、認定対象品目への追加の適否について審議いただくこととしています。適当となった場合は、認定要領を改正して、対象品目を追加し、翌年度から申請を受け付けることとしています。

また、関係法令を遵守していることが前提であることも記載しています。

下のフロー図は、これらの流れを示しているものです。

次のページです。こちらは見直し後の認定制度の全体像について整理しています。

右側が見直し後の認定制度であり、まず第2区分の認定要件の見直し、ハードルを高くすること、それから、区分の新設として海洋プラスチックごみ、カーボンニュートラルに関する区分を設けること、それから、認定対象以外の品目に関する申請希望についても、部会で審議いただくことを整理しています。

次のページです。普及・PRの取組についてです。

こちらは論点として設定していませんでしたが、委員の皆様から御意見をいただきましたので、その内容を整理しています。

まず、アの認定制度の役割については、認定制度が府内で事業展開している事業者も対象になっており、広報等で後押しする制度になっていることを改めて整理しています。このため、製造事業者や消費者に働きかける際には、府内の資源循環に資するという特徴もしっかり伝えて、取組や利用を促していく必要があることを整理しています。

次は、イの見直し後の認定制度のPRです。今回の見直しを契機として、新たな認定制度を重点的に府民や事業者にPRしていくこと、それから、大阪府の取組である海洋プラスチック問題やカーボンニュートラルについても併せて啓発していくことが適当であるとしています。

二つ目について、その一方でこれらの取組は、国内でも始まりつつある段階でもあるため、認

定制度によるPRについては、国内外の動向も踏まえつつ、継続的に進めていく必要があるとしています。

三つ目について、認定区分の新設に合わせて、新たな認定マークを検討して、これらの製品の付加価値である海洋プラスチックごみを原料としているといったことも含めて、消費者が分かるようにする必要があること、それから、区分名については、消費者が海洋プラスチックごみや、カーボンニュートラルなどをイメージできる名称にする必要がある旨を記載しています。

次に、ウの認定製品の周知でござ。次のページに移りまして、三つ目の記載です。

例えば、大阪府が出展している府民向けの環境イベントにおいては、消費者向けの製品である日用品・事務用品をメインで紹介するというように、企業向け又は消費者向けといった、対象を踏まえた広報・PRを実施する必要があるとしています。

それから、四つ目についてです。土木建築資材については、府の公共工事においても積極的な活用が期待されるということを記載しています。これについては、公共工事の入札で前提とされている、透明性、公正性、競争性の確保を踏まえた上で、認定製品も使用されるように、引き続き、庁内の環境部局に働きかけていく必要があるとしています。

それから、最後の記載です。現状、グリーン調達方針を策定している府内市町村の数は19市に留まっており、このうち、認定製品の調達を推奨しているのが2市のみとなっていることから、市町村における率先調達も進むよう、大阪府から働きかけていくことが適当であるとしています。

次のページです。「おわりに」として、非常に簡単ではありますが審議の概要を記載しています。資料1の説明は以上です。

○貫上部会長

ありがとうございました。

報告書案全体の要点を説明いただきましたが、各章ごとに御意見をいただければと思います。

まず、第1章の「リサイクル製品認定制度の概要等」について、御意見等お願いいたします。

現行制度の概要ということで、分かりにくい表現を含め、特にありませんでしょうか。

(少し時間をおいて意見が出ないことを確認した後)

それでは、最後に改めて御確認させていただきますので、先に進みたいと思います。

次に、第2章の「あり方の検討における基本的な考え方」について、御意見等お願いいたします。これまでの2回の部会でいただいた御意見が十分に反映されているかについても、御確認いただけたらと思います。特によろしいでしょうか。

(少し時間をおいて意見が出ないことを確認した後)

それでは、一番のメインである第3章の「リサイクル製品認定制度の今後のあり方」について、御意見等お願いいたします。

○大下委員

確認ですが、今回の見直しの一つである認定対象以外の品目に関する対応について、まず、事業者からの申請希望があり、事務局において参考となる既存の認定制度の有無を確認し、それが無い場合は対応できないということになるのでしょうか。

○事務局

はい、そのとおりです。まず、事業者からの申請相談があると思いますので意見交換をしたいと思います。当然ながら、認定を受けたいということで事業者は相談に来られるので、こういう形であれば認められるのではないかという提案もあると思います。一方で、何もしないで御相談があった場合は、事務局で調べ、参考となるものが無いということであれば、申請を受け付けることはできないということになると思います。

○大下委員

分かりました。その後、参考とできる既存の認定制度があれば部会で議論をして、追加することになった場合は、事務局で認定要領を改正し、この時点で初めて申請を受け付けるということでしょうか。

○事務局

はい。

○大下委員

申請を受け付けたあと、次は、製品の認定について部会で審議するということでしょうか。

○事務局

はい。そのとおりです。まずは、新たな品目の追加可否について御審議いただきます。適当となれば、認定要領を改正して、新たな品目についても申請を受け付けます。その品目について申請があった場合は、次の部会で認定の可否について御審議をいただくことになります。

○大下委員

2段階ということですね。

○事務局

はい。

○大下委員

分かりました。今の御説明を踏まえて、21 ページにある図がもう少し分かりやすくなれば良いと思います。

○貫上部会長

参考となる既存の認定制度がなければ対応できないということについては、21 ページの図をフローチャートにすれば分かりやすいと思います。また、本部会がどのタイミングでどのように関与するのかが分かりやすくなればと思います。

私からの質問ですが、認定要領の改正のタイミングはいつになりますか。

○事務局

品目の追加について部会で御審議いただいた翌年度の4月から6月頃になります。

○貫上部会長

認定要領を改正してもいいかという議論は、当該部会ですということですね。

○事務局

はい。

○貫上部会長

分かりました。もう一つ、大阪府環境審議会への対応について教えてください。最初の部会での審議のあと、認定要領を改正する際には、大阪府環境審議会への諮問や報告をしなくていいのでしょうか。

○事務局

毎年実施している製品の認定に係る部会については、書面で審議結果を環境審議会に報告しています。品目の追加に係る認定要領の改正についても、おそらく同じような対応になると思っています。

○貫上部会長

分かりました。ただ、必要に応じて環境審議会でも議論いただくということがあるかもしれませんので、この点については、念のため御確認いただけますでしょうか。環境審議会の関わりも含めたフローチャートにしてもらえると、もう少し分かりやすくなるのではないのでしょうか。

○事務局

フローチャートへの変更については検討いたします。

○貫上部会長

他にいかがでしょうか。

○赤尾委員

海洋ごみ由来の製品に関する認定区分について、府内で回収されたものが少しでも含まれていればいいということでしょうか。

現在の認定製品で言うと、大阪の木から作られたコピー用紙があったと思いますが、全量が大阪の木から作られているとは思えませんし、この点については、府内で回収された海洋ごみが含まれていればいいというぐらいの認識でしょうか。

○事務局

事務局としてはそのように考えております。

○赤尾委員

分かりました。特にトレーサビリティは求めないということでしょうか。

○事務局

どこまで厳密に求めるかというのはあると思いますが、府内で回収されたことを何らか示してもらう必要はあると考えています。

○赤尾委員

分かりました。それから、カーボンニュートラルの実現ということで、今回の見直しで評価しようとしているのはカーボンフットプリントであり、決してカーボンオフセットされた製品や、カーボンニュートラルを実現した製品ではないと思います。

○事務局

はい、そのとおりです。

○赤尾委員

そうすると、少し混乱したのですが、言葉の使い方として、例えば 25 ページの「おわりに」の

2行目では、「カーボンニュートラル」と「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は対等に使われていると思いますが、23ページの「イ 見直し後の認定制度のPR」の最後に記載されている「消費者が海洋プラスチックごみやカーボンニュートラルなどをイメージできる」という箇所については、「海洋プラスチックごみ」の同格として「カーボンフットプリント」の方が適しているのではないかと思います。部会報告書案を読んでいるときに、カーボンニュートラルを実現した製品を認定するのかと、勘違いしました。

今の報告書案での説明では、カーボンフットプリントとカーボンニュートラルが繋がっていないと思います。カーボンフットプリントを表示することによって、将来的にカーボンニュートラルに繋がるということを、どこかに記載した方がいいのではないのでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。事務局としては、カーボンフットプリントを算定している製品は、二酸化炭素の排出量等を意識しているものと捉えています。類似製品に比べて何パーセント削減されたものであるということまでは求めています。

現状では、カーボンフットプリントが算定されている製品は非常に少ないため、それに取り組んでいる時点で、意識が高い企業、製品であるとし、その取組が広がっていけば、結果的にカーボンニュートラルに繋がると思っています。

委員の御指摘のとおり、カーボンフットプリントを算定したからと言って、必ずしもカーボンニュートラルとイコールではないため、その繋がりが分かるような説明について検討したいと思います。

○赤尾委員

ありがとうございます。

○貫上部会長

大事な点だと思います。

他によろしいでしょうか。川合委員と藤田委員から御意見ありませんでしょうか。

○藤田委員

特に気になる点はありません。ありがとうございます。

○川合委員

今のところは特にありません。ありがとうございます。

○貫上部会長

ありがとうございます。全体を通じて他にないということによろしいでしょうか。

それでは、少し早いですが、これで議論を終えたいと思います。

いただいた御意見を踏まえて、報告書案を修正いただき、最終的に私の方で確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

次回の部会では、部会報告書案について最後の審議をするということになります。

それでは、本日の審議はこれで終了いたします。年末のお忙しい中、ありがとうございました。

事務局に進行をお返しします。よろしくお願いします。

○事務局

貫上部会長、ありがとうございました。

次回の第4回目の部会については、既に御連絡させていただいております通り、来年1月30日木曜日10時からの開催を予定しています。場所はまだ確定しておりませんが、咲洲庁舎での実施を想定しております。改めてご案内をさせていただきます。

次回の部会では、今回の審議を踏まえて修正した部会報告書を確定させること、それから例年実施している製品の認定に関する審議をお願いすることになります。

今年度の申請状況につきましては、継続の申請に加えて、2件の新規申請を受けておりますので、こちらの議論が中心になると考えています。

それでは、以上で本日の部会を終了いたします。長時間ありがとうございました。